非公式訳 投資委員会布告 第 4/2564 号

件名:デジタル技術導入による効率向上措置

企業運営・管理および生産またはサービスを効率化するためにデジタル技術導入を 推進し、国のデジタル産業の拡大・発展につながるために需要を刺激するため、

投資委員会は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 31 条 の権限に基づき、以下のようにデジタル技術導入による効率向上措置を発布する。

第1項 本措置は被奨励事業か否かにかかわらず、既に操業している事業に適用する。但し、奨励申請の際に制定されている投資委員会が投資奨励を発表した法人所得税免除恩典の取得対象業種であること。尚、事務局が指定した恩典付与対象外とする特別政策を有する業種は除く。

第2項 既存の被奨励プロジェクトの場合は、法人所得税の免除または減税期間終 了後に本措置に基づき奨励申請ができる。

第3項 土地代および運転資金を除く投資金額は100万バーツ以上とする。但し、中小企業(SMEs)事業者の投資プロジェクトの場合は50万バーツ以上(土地代および運転資金を除く)とする。

第4項 第3項に基づく中小企業 (SMEs) に該当する事業者の資格は以下の通りである。

- 4.1 被奨励事業による収入が発生した日から最初の3年間において非奨励 事業と被奨励事業とあわせて申請者の事業による年間収入合計が5億バ ーツ以下であること。
- 4.2 タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有すること。

第5項 以下のいずれか一つの場合において、生産またはサービスを効率化するために、所定基準に基づく業務プロセス向上にデジタル技術導入への投資計画を提出すること。

- 5.1 体系的な内部連携(Integrated)および一部の外部連携(Connected)のためのソフトウェア、プログラム、または情報システムの導入。また、生産またはサービスの効率向上のための資源管理に少なくとも3つのファンクションのデータを連携すること。
- 5.2 人工知能(Artificial Intelligence または AI)、機械学習の活用、 ビッグデータの導入またはデータ分析(Data Analytics)
- 5.3 National e-Payment システムへの連携等、委員会が同意した公的機関 のシステムと会社のシステムの間のデータ連携のためのソフトウェア、 プログラムまたは情報システムの導入

第6項 5.1 と 5.3 の場合は、関係機関の認証を取得したタイ事業者による開発・改善されたソフトウェア、プログラムまたは情報システムへの投資もしくは支出を有すること。

第7項 デジタル技術導入による効率向上措置のための投資金額の計算基準は以下 の通りである。

- 7.1 下記の投資もしくは支出は全額で計算される。
 - 7.1.1 関係機関の認証を取得したタイ国内事業者による開発・改善され た部分のみの、第5.1 項 と第5.3 項に基づくソフトウェア、プロ グラムまたは情報システムへの投資もしくは支出。
 - 7.1.2 第 5.2 項に基づく人工知能 (Artificial Intelligence または AI) 、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析 (Data Analytics) への投資もしくは支出。
 - 7.1.3 国内でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用 にかかる支出
- 7.2 下記の投資もしくは支出は半額で計算される。
 - 7.2.1 関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外 の事業者による開発・改善された第5.1項 と第5.3項に基づくソ フトウェア、プログラムまたは情報システムへの投資もしくは支 出。
 - 7.2.2 タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス 使用にかかる支出

第8項 恩典は以下の通りである。

- 8.1 効率向上のための投資金額(土地代および運転資金を除く)の 50%を 上限として、法人所得税を3年間免除する。尚、既に操業している事 業による収入を法人所得税免除対象とする。
- 8.2 法人所得税免除期間は、奨励証書取得後に収入が発生した日からとする。

第9項 仏暦 2565年(2022年)の最終営業日までに奨励申請書を申請すること。 また、奨励証書発給日より3年以内に実行を完了させること。

尚、仏暦 2563年(2020年)12月21日より有効とする。

発布日: 仏暦 2564年 (2021年) 3月19日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー) 首相 投資委員会委員長